

④入院時食事療養について

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

[配膳時間] 朝食 8：00 昼食 12：00 夕食 18：00以降

入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
●一般（下記以外）	●一般（下記以外）	510円	
		●（例外1）指定難病患者・小児慢性特定疾患児童等 ●（例外2）精神病床に1年超入院する患者	300円
●低所得者 （住民税非課税）	低所得者Ⅱ	●過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		●過去1年間の入院期間が90日超	190円
該当なし	低所得者Ⅰ	110円	

入院時生活療養費・生活療養標準負担額

療養病床に入院する70歳以上の患者		標準負担額	
		食費（1食）	居住費（1日）
①一般の患者 （下記のいずれにも該当しない患者）	入院時生活療養(Ⅰ)を算定する保険医療機関に入院している者	510円	370円
②厚生労働大臣が定める患者〔一重篤な病状又は集中治療を要する患者〕（指定難病患者、低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）		510円	370円
③指定難病患者		300円	0円
④低所得者Ⅱ（⑤⑥に該当しない者）		240円	370円
⑤低所得者Ⅱ 〔重篤な病状又は集中的治療を要する者等〕	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	240円	370円
	申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	190円	
⑥低所得者Ⅱ （指定難病患者）	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	240円	0円
	申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	190円	
⑦低所得者Ⅰ（⑧⑨⑩⑪に該当しない者）		140円	370円
⑧低所得者Ⅰ〔重篤な病状又は集中的治療を要する者等〕		110円	370円
⑨低所得者Ⅰ（指定難病患者）			
⑩低所得者Ⅰ／老齢福祉年金受給者		110円	0円
⑪境界層該当者			